

徳島県規則第四十二号

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月二十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（昭和四十八年徳島県規則第百三号）の一部を次のように改正する。

本則の第十条第一項第二号中「同条第三項ただし書」を「同条第三項第二号」に改める。

本則の第三十七条ただし書中「から令和七年三月三十一日まで」を「以降」に改め、「で、同日までに支払を受けるもの」を削る。

本則の第五十九条第二項中「徳島県庁の所在地を管轄する裁判所」を「徳島地方裁判所又は徳島簡易裁判所」に改める。

附 則

この規則は、令和七年五月一日から施行する。